

【普通預金口座のオンライン開設にかかる特約】

1 【この特約の適用範囲】

この特約は、国内の会社（会社法第2条第1号に定義する意味を有します。）がオンラインで当行所定の方法により当行に当該会社名義の普通預金口座（以下「本預金口座」といいます。）を開設する場合において、普通預金規定、通帳発行形態に関する特約その他の本預金口座について適用される当行所定の規定（以下「普通預金規定等」といいます。）に加えて適用されます。

なお、特段の定めのない限り、普通預金規定等における定義はこの特約においても適用されるものとします。

2 【利用環境等】

- (1) 国内の会社のうち当行所定のものに限り、この特約に従い、オンラインで本預金口座の開設の申込（以下「本申込」といいます。）を行うことができるものとします。
- (2) 前記2(1)の会社は、あらかじめ当行所定の方法により当行が本申込を受け付けるに当たり必要と認める当行所定の手続（当行所定のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）にアクセスした上、当該会社および当該会社の代表者（当該会社を代表して当行所定の取引を行うことにつき制限を受けていないものに限ります。）について本人特定事項の確認にかかる手続を行うこと、ならびに、当行が本申込の受け付けの可否を判断するために必要と認める当行所定の情報を入力することを含みます。）を行う必要があります。
- (3) 本申込を行うに当たり、インターネットに接続されていることその他の当行所定の利用環境を備えた端末を保有および管理している必要があります。ただし、当行所定の利用環境が備わっているとしても、当該端末の設定状況等により本申込ができないことがあります。

3 【本申込にかかる手続等】

- (1) 前記2(1)の会社（前記2(2)の手続により当行が本申込を受け付けることができると認めたものに限ります。）がオンラインで本預金口座を開設することを希望する場合には、この特約の各条項を認識し了承の上、本サイトにアクセスした後、当行所定の方法により当行所定の手続（当行が指定する第三者が提供する、本預金口座の開設の申込にかかる文書の内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスの利用により、電子署名を行うための手続を行うことを含みます。）を行うことにより本申込を行うことができます。
- (2) 当行が本申込を受け付け、本預金口座の利用を可能とするための当行所定の手続を完

了したことをもって当行が本申込を承諾したものとし、当該時点において前記3(1)の会社（以下「預金者」といいます。）と当行との間において本預金口座にかかる預金契約（以下「本預金契約」といいます。）が成立するものとします。

4【本預金契約の失効等】

- (1) 前記3(2)の規定により本預金契約が成立した場合であっても、当行が預金者から当行所定の方法によりあらかじめ届け出られた住所に宛てて発送した本預金口座にかかる当行所定の通知書およびキャッシュカード（預金者がキャッシュカードの発行を依頼しなかった場合には、当該通知書）が宛所不明を理由に当行に返送された場合には、本預金契約は、特段の手続を要することなく、その成立の時点に遡って効力を失うものとします。
- (2) 預金者がこの特約に違反した場合には、普通預金規定等の規定にかかわらず、当行は、預金者に通知することにより、本預金契約を解約することができるものとします。

5【印章の届出】

- (1) 預金者は、本預金口座の開設後速やかに、当行所定の方法により本預金口座にかかる印章を届け出るものとします。当行は、預金者が当該届出を行うに当たり、当該届出にかかる正当な権限を有することを確認するための書類の提示等を求めることができるものとします。当行は、当該確認にかかる手続が完了するまでは、預金者による印章の届出を受け付けないことがあります。
- (2) 前記5(1)の規定による印章の届出を当行が受け付けるまでは、預金者は、普通預金規定等の規定にかかわらず、本預金口座にかかる預金の払戻しその他の印章の押印を要する当行所定の取引を行うことはできません。
- (3) 前記5(1)の印章が届け出られないことにより預金者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

6【免責事項】

次に掲げる事由により預金者に生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

- ① 天災、戦争、騒乱、テロ攻撃、感染症または疫病の蔓延等の発生、裁判所等公的機関の措置その他の当行の責めに帰すべき事由以外の事由により本申込を行うための手続が停止または制限されまたは当該手続が遅延したこと
- ② 当行が相当と認められる対策を講じたにもかかわらず、本申込を行うために必要な通信機器、通信回線、インターネット、システムまたはコンピュータ等の障害が生じたことにより、本申込を行うための手続が停止または制限されまたは当該手続が遅延したこと
- ③ 当行が相当と認められる対策を講じたにもかかわらず、不正アクセス、盗聴その他

の当行の責めに帰すべき事由以外の事由により本預金口座にかかる情報（本申込を行うためにまたはこれに付随しもしくは関連して当行に提供した情報を含みません。）が流出、漏えい等したこと

- ④ 前各号に掲げる場合の他、本申込に起因または関連して当行の責めに帰すべき事由以外の事由により預金者の権利または利益が害されたこと

7 【規定の変更等】

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記7(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

8 【準拠法と管轄】

この特約の準拠法は日本法とします。この特約に基づく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

以上

(2022年8月8日制定)